

寝屋川市ＩＣカード乗車券取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市が、ＩＣカードを媒体としたストアードフェアカード（以下「ＩＣカード乗車券」という。）により、ねやＢＵＳ運行路線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 ＩＣカード乗車券についてのサービス内容と利用条件は、この要綱に定めるところによる。

- 2 他社が発行するＩＣカード乗車券による当路線に係る旅客の運送等についてのサービス内容と利用条件は、この要綱に定めるところによる。
- 3 この要綱が改正された場合、以後のＩＣカード乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容と利用条件は、改正された要綱に定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「当路線」とは、寝屋川市が運行するねやＢＵＳ路線をいう。
- (2) 「小児用ＩＣカード乗車券」とは、券面に使用者の記名を行ったものであつて、記名人である小児の利用に供するＩＣカード乗車券をいう。
- (3) 「バス車載機」とは、ＩＣカード乗車券の降車処理を行う機器であつて、車両に搭載されたものをいう。
- (4) 「ＳＦ」とは、ＩＣカード乗車券に記録される金銭的価値をいう。
- (5) 「チャージ」とは、ＩＣカード乗車券に入金してＳＦを積み増しすることをいう。
- (6) 「記名人」とは、第2号で券面に記載された氏名をいう。

(契約の成立時期及び適用規程)

第4条 個別の運送契約の成立時期は、車両（バス車載機を搭載した当路線を運行する車両を指す。以下同じ。）において降車の際にバス車載機による降車処理を受けたときに成立するものとする。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、全てその契約の成立した時の定めによるものとする。

(要綱の改正)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、当要綱を改正することができるものとする。

- (1) 当要綱の改正が、旅客の一般の利益に適合する場合
- (2) 当要綱の改正が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(旅客の同意)

第6条 前条により要綱を改正した場合、旅客が改正後に当サービスを利用したことを持って、旅客は改正後の要綱に同意したものとみなす。

(利用エリア)

第7条 当路線におけるICカード乗車券の利用エリアは別図のとおりとする。

(使用方法)

第8条 ICカード乗車券を用いて当路線に乗車するときは、前条に定める利用エリア内の停留所相互間をバス車載機による降車処理を行って降車しなければならない。

(発売及びチャージ)

第9条 市では、ICカード乗車券の発売及びチャージは行わない。

(制限事項等)

第10条 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、ICカード乗車券は直接バス車載機で使用することができない。

- (1) 乗車時にSF残額がないとき
- (2) 降車時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき
- (3) ICカード乗車券の破損、バス車載機の故障等により、バス車載機によるICカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき

3 他の乗車券と併用して使用することはできない。

4 偽造、変造又は不正に作成されたICカード乗車券を使用することはできな

い。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するためなど、必要があるときは、乗車区間・乗車方法・乗車するバス停等の制限又は停止をすることがある。

2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨をねや BUS 内、ホームページ等に掲載することとする。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、市はその責めを負わない。ただし、当該制限又は停止が、市の故意又は重過失によって生じた場合は除く。

(使用料の減額)

第12条 旅客が I C カード乗車券を用いて乗車する場合、使用料支払い時に当該乗車区間の大人使用料 1 人分を S F 残額から減額する。ただし、小児用 I C カード乗車券にあっては小児使用料 1 人分を S F 残額から減額する。

2 上記使用料支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた使用料を S F 残額から減額することができる。

(効力)

第13条 第 8 条の規定により使用する場合の I C カード乗車券の効力は、次の各号のとおり定める。

(1) 当該乗車において、1 回の乗車に限り有効とする。

(2) 小児用 I C カード乗車券は、寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例に定める小児の記名人のみが使用できる。

(3) 途中下車の取扱いはしない。

(4) 乗車後は、当日に限り有効とする。

2 小児用 I C カード乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

(無効となる場合)

第14条 I C カード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) 乗車後の I C カード乗車券を他人から譲り受けた場合

(2) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 前項によるほか、小児用 I C カード乗車券にあっては、次の各号のいずれか

に該当する場合は、無効とする。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となった小児用 IC カード乗車券を使用した場合
- (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 IC カード乗車券を使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

3 偽造、変造又は不正に作成された IC カード乗車券を使用した場合は、本条の規定を準用する。

(不正使用等に対する使用料の納付)

第 15 条 前条に該当し使用した場合、使用料を納付しなければならない。

(IC カード乗車券による乗車の取扱方)

第16条 鉄道事業者等が発行した IC カード乗車券のうち、当路線で利用が可能なものについては、乗車等の取扱いを行う。

2 当路線にて利用が可能な IC カード乗車券は、次のとおりとする。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社発行の ICOCA 乗車券
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社発行の Kitaca 乗車券
- (3) 株式会社 PASMO 発行の PASMO
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社発行の Suica 乗車券
- (5) 東京モノレール株式会社発行のモノレール Suica 乗車券
- (6) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかい Suica 乗車券
- (7) 東日本旅客鉄道株式会社発行の Welcome Suica (Suica Light を含む)
- (8) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ
- (9) 株式会社エムアイシー発行の manaca
- (10) 東海旅客鉄道株式会社発行の TOICA
- (11) 株式会社スルッと KANSAI が発行する PiTaPa カード乗車券(「スルッと KANSAI 特別割引用 IC カード」及び「ポストペイ機能のみの PiTaPa カード乗車券」を除く。)
- (12) 福岡市交通局発行のはやかけん
- (13) 株式会社ニモカ発行の nimoca カード
- (14) 九州旅客鉄道株式会社発行の SUGOCA 乗車券

3 前項に定める鉄道会社等が発行したＩＣカード乗車券で、当路線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第15条までの規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月8日から施行する。

別図（第7条関係）利用エリア

○ 黒原ルート



○ 木田・河北ルート



○ 木屋ルート

